

## お知らせ

令和4年度 市民税・府民税  
納税通知書を送付します

納税通知書を6月上旬に送付します。第1期分の納期限は6月30日(木)です。なお、3月16日(水)以降に所得税の確定申告または個人市・府民税の申告をされた場合は、納税通知書の送付や課税(所得)証明書の発行が遅れることがあります。

予測しない失業や大幅な所得減少(前年の6割以下)が見込まれる方などで、前年の所得金額が一定額以下であるなどの要件に該当し、納付が困難である場合は、期限までの申請により減額・免除されることがあります。

個人市・府民税の詳細は、大阪市ホームページ

個人市・府民税のお知らせ



窓口混雑緩和と利便性の向上のため、個人市民税担当の窓口混雑状況をMicrosoft Teamsで、窓口混雑が予想される期間中(6月6日(月)から6月30日(木))配信します。

詳しくは、なんば市税事務所ホームページをご確認ください。

なんば市税事務所



問合せ なんば市税事務所

市民税等グループ(個人市民税担当)

TEL 4397-2953 ※問い合わせ可能日、可能時間(平日9時～17時30分(金曜日は9時～19時))

区役所で小・中学校の  
教科書(見本)を展示します

保護者や市民の方に、教科書に対する関心を持ち、理解を深めていただくため、小・中学校で使用されている教科書(見本)を展示します。

※教科書は閲覧のみで、貸し出しはできません。

日時 6月1日(水)～6月30日(木) ※土・日・祝を除く  
9時～17時30分

場所 浪速区役所1階

問合せ 教育委員会事務局指導部初等・中学校教育担当

TEL 6208-9186

介護保険利用者負担限度額認定証  
などの更新

介護保険を利用して、介護保険施設などへ入所や短期入所した場合に、食費・居住費が負担軽減される認定証などの有効期限は7月31日(日)です。

更新希望の方は6月30日(木)までに申請してください。

なお、非課税年金(遺族年金・障がい年金)を受給されている方は、年金収入額と基礎年金番号の申告が必要ですので、年金振込通知書等の写しを添付し申請してください。

問合せ 区 保健福祉課(高齢者支援)31番窓口

TEL 6647-9859 FAX 6644-1937

## 令和4年度の国民健康保険料について

## ●保険料の決定

令和4年度(令和4年4月から令和5年3月)国民健康保険料の決定通知書を、区役所から6月中旬に送付します。6月中に届かない場合は区役所へお問い合わせください。

前年中所得が一定基準以下の世帯や、災害、退職や廃業などによる所得の減少などで保険料を納めることにお困りの方は、保険料の軽減・減免ができる場合があります。詳しくは区役所へお問い合わせください。

令和4年度の国民健康保険料は次の表により計算した金額が年間保険料となります。

## 令和4年度国民健康保険料(年額)

	医療分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護分保険料*
平等割保険料(世帯あたり)	28,175円	9,191円	741円
均等割保険料(被保険者あたり)	被保険者数×27,488円	被保険者数×8,967円	介護保険第2号被保険者数×16,739円
所得割保険料	算定基礎所得金額*×8.59%	算定基礎所得金額*×2.87%	算定基礎所得金額*×2.69%
最高限度額	630,000円	190,000円	170,000円

※介護分保険料は、被保険者の中に40歳～64歳の方(介護保険第2号被保険者)がいる世帯にのみかかります。

※算定基礎所得は、前年中総所得金額等－430,000円となります。

※世帯の所得割は、被保険者(介護分保険料の所得割は介護保険第2号被保険者)ごとに計算した所得割の合計額となります。

## ●保険料の改定

平成30年度より都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険運営の中心的な役割を担うこととし、制度の安定化が図られました。

被保険者間の負担の公平性の観点から、大阪府内の市町村にお住まいで、「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」となるよう、令和6年度には「府内統一保険料率」とします。

令和元年度には、大阪府の保険料算定において大幅な保険料率改定が必要となり、一般会計からの繰入により激変緩和措置を講じ保険料負担の抑制を図ったところですが、令和6年度の統一保険料率に向けて、段階的に激変緩和措置を解消していくこととしています。

令和4年度の本市一人当たり平均保険料は、府の算定では+5.4%の改定が必要となるところ、このうち単年度の要素を本市国保基金により抑制したうえで、激変緩和措置を約9億円とし、+4%の改定としています。

## 国民健康保険料に関すること

問合せ 区 窓口サービス課(保険年金)

TEL 6647-9956 FAX 6633-8270

## 減免に関すること

問合せ 区 窓口サービス課(保険管理)

TEL 6647-9946 FAX 6633-8270

児童手当受給中の方の  
「現況届」の提出について

令和4年度からその年の6月1日における状況を公簿などで確認できる受給者の方については、「現況届」の提出が不要です。

「現況届」の提出が必要となる受給者の方について、5月末日に「現況届」をお送りしますので、6月中に郵送または区役所3階32番窓口へご提出ください。

「現況届」の提出が必要となる受給者の方について、「現況届」の提出がない場合、6月分(10月支払い分)以降の手当の支給が停止されます。

また、そのまま2年が経過しますと、時効となり受給権がなくなりますので、ご注意ください。

問合せ 区 保健福祉課(子育て支援)

TEL 6647-9895 FAX 6644-1937

6月は「就職差別撤廃月間」です  
《しない させない 就職差別》

就職の面接で、本人や家族の出身地や職業、思想・信条などについて質問することは、本人に責任のない事項や本来は自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。

大阪府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、啓発事業に取り組んでいます。就職の機会均等を保障することの大切さについて皆さんのご理解をお願いします。

## 【就職差別110番】

採用面接時などの差別について、相談、関係機関の紹介などを行います。

問合せ 大阪府商工労働部 雇用推進室

TEL 6210-9518

電子メール rodokankyo-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

※広告の内容など、掲載された広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、大阪市が推奨などするものではありません。